

0's

40's

50's

60's

70's

80's

90's

100's

国民年金だより No.178



高齢者・保険課 国保年金係 ☎72-2101(内線324)
岡谷年金事務所 ☎23-3661

令和5年4月から令和6年3月の国民年金保険料は、月額16,520円です

学生納付特例制度

学生の方で、経済的な理由により保険料を納めることが難しいときは、ご本人の前年所得が一定以下の場合に国民年金保険料が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象者

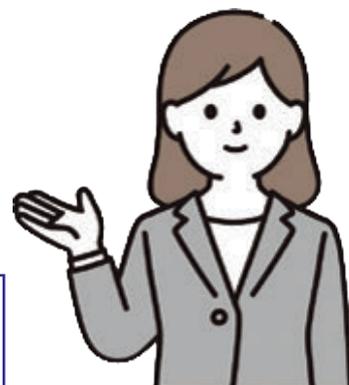
- ・大学(大学院)・短大・高等学校・高等専門学校・専修学校
- ・各種学校(修業年限1年以上である課程)
- ・一部の海外大学の日本分校に在籍する学生等

申込窓口

茅野市役所高齢者・保険課(1階7番窓口)または
岡谷年金事務所

持ち物

在学証明書(原本)または
学生証の写し(表面と裏面)



～令和5年度も引き続き「学生納付特例制度」を利用される方へ～

学生納付特例制度により、令和4年度に保険料納付を猶予されている方で、令和5年度も引き続き在学予定の方へ、日本年金機構からハガキ形式の学生納付特例申請書が郵送されます。同一の学校に在学されている方は、ハガキに必要な事項を記入して返送していただくことにより、令和5年度(令和5年4月～令和6年3月)の申請ができます。(この場合、在学証明書または学生証の写しの添付は不要です)。

※ハガキが届かなかった方や、在学される学校等に変更のある方は、申請が必要となります。



学生でなくなったらどうしたらいいの？



学生でない50歳未満の方で納付が困難な場合は、「納付猶予制度」があります。ご本人及び配偶者の前年所得が一定額以下の場合に保険料の納付が猶予されます。また、50歳以上であっても、ご本人、配偶者及び世帯主の前年所得が一定以下の場合に保険料の納付が免除される「申請免除制度」があります。

保険料を未納のまま放置すると、障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取ることができない場合があります。保険料を納めるか、納付猶予(免除)や学生納付特例の申請を必ずしましょう!!